

全国一斉 新型コロナウイルス感染症

無料

生活相談ホットライン

コロナの影響
でローンの返
済が難しい

コロナ拡大でG
OTO中止!キ
ャンセル料を払
わないといけな
いの?

生活に不安が
あるけど、何
か支援が受け
られるかな?

緊急事態宣言で営
業時間短縮。暮ら
していけない



新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題（生活困窮・消費者問題・災害支援）を弁護士が 無料で ご相談に応じます！

日時 2月25日(木) 午前10時～午後7時

※和歌山の弁護士が担当する時間帯は午後1時～午後7時(2回線)。これ以外の時間帯は他の弁護士会にて待機している弁護士につながります。

<ご相談の方法>

2月25日(木)当日に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

- ・フリーダイヤル（通話料無料）で弁護士につながります。
- ・この回線は、特設番号です。2月25日以外はご利用いただけません。

【主催】日本弁護士連合会・和歌山弁護士会

当ホットラインは、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・貧困問題対策本部・消費者問題対策委員会の合同企画です。

【この相談に関するお問い合わせ】 和歌山弁護士会（わかやまべんごしかい）

電話：073-422-4580（平日午前9時～正午、午後1時～午後5時）

HP：<http://www.wakaben.or.jp>